

国民健康保険税の多子世帯への減免制度の創設の検討始まる

7月31日に開催された川口市国民健康保険運営協議会で「川口市国民健康保険税の減免制度等を変更することについて」が市長より諮問されました。

その内容は

- ① 川口市国民健康保険税条例の一部を改正し、多子世帯における子どもに係る均等割保険税の減免制度を創設すること。
 - ② 特定健康診査の被保険者の自己負担額を無料化すること。
- の2点です。その理由として、
- ① 「子育て環境の充実を図るため、市独自の負担軽減策として第3子以降の子どもに係る均等割保険税の減免を行うもの。
 - ② 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成20年度より保険者が実施主体となり行っている特定健康診査の受診率が目標値や県平均値に至っていないことから、受診率の向上を図るため、被保険者の自己負担額を現行の500円から無料化するもの。としています。

これまで、他の医療保険にはない人頭税ともいえる「均等割」が、収入のない子どもにも賦課され、国民健康保険税の負担が重く払いたくても払いきれない状況を作っていました。

今回諮問されている多子世帯の均等割保険税の減免制度では、令和3年度から実施予定で、18歳までの第3子から均等割額(37,000円)を全額免除する、との方針案が示されており、市の試算では対象人数は約1000人で減免に必要な額は約3,000万円とされています。また、特定健康診査の受診率は平成30年度で35.0%と目標値に届いていません。自己負担を無料化することによって、受診率の向上に寄与できることが期待されます。

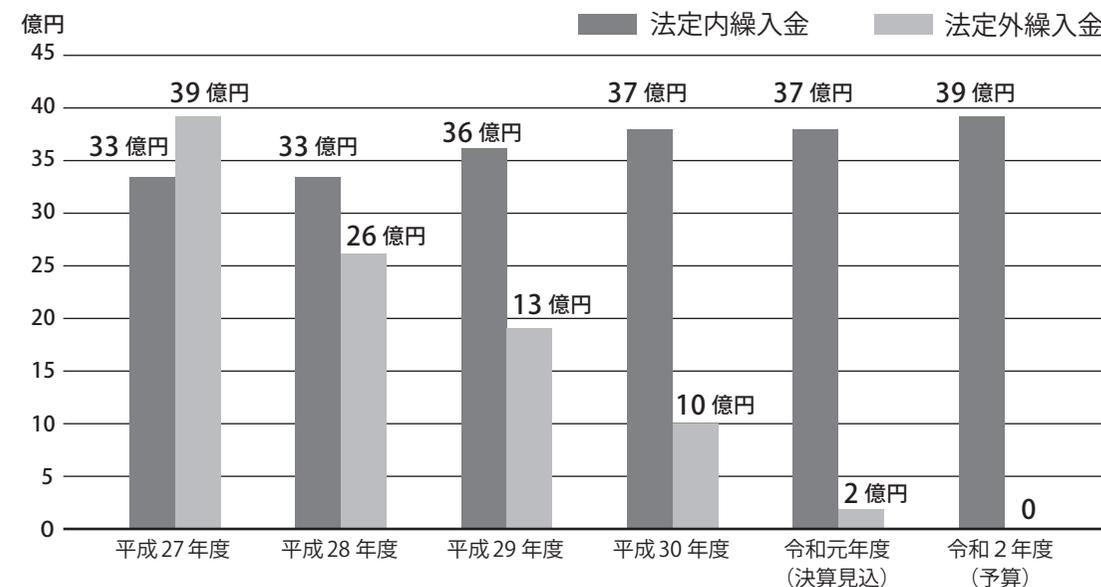
| 特定健診の受診率の県内順位 | |
|---------------|--------|
| 平成29年度 | 平成30年度 |
| 60位 | 57位 |

※表は平成30年度実績より作成

| 特定健診の自己負担金の状況 | |
|---------------|------|
| 自己負担金 | 市町村数 |
| 0円 | 31 |
| 500円 | 8 |
| 800円 | 3 |
| 900円 | 1 |
| 1,000円以上 | 20 |

63市町村中(有料32市町・無料31市町村)

川口市一般会計から国民健康保険会計への繰入金の推移



川口市国民健康保険運営協議会資料より

図表は、川口市の国民健康保険会計への一般会計からの繰入金の推移です。

川口市は法定外の繰入の解消に取り組み、今年度の国民健康保険会計の予算では、その他一般会計の繰入(赤字)が解消されました。これは、国民健康保険制度の大幅な見直しによるものです。国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が運営主体となって市町村との共同運営になりました。

以前から、国民健康保険に加入している世帯の高齢化と医療費の高さ、加入者の所得が低いのに保険税が他の医療保険より高い、自治体ごとの財政力や格差などの制度の構造的な問題が課題となっていました。

国はこの問題の解決のため、と言いながら市町村の財政的な負担(一般会計から国保会計への繰り入れ)を無くすために市町村が独自に運営していた国保を、都道府県が主体に変え、市町村には保険税の引上げや税の徴収強化、医療費削減の取り組みを迫っています。そして、国民健康保険財政に対する法定外の市の一般会計からの繰り入れを「赤字」として、国の方針の下で赤字を解消していくよう進められてきました。赤字解消のために、国民健康保険に加入する方への税を引上げる自治体が相次いでいて、生活を圧迫しています。高すぎる国民健康保険税の負担を軽減するために、引き続き国の財政支援の拡充を求めると共に、自治体独自での軽減策に取り組んでいく必要があります。今回の諮問については、次回の国民健康保険運営協議会で答申案について検討される予定です。